

新型コロナウイルス感染防止に伴う町民会館の貸出について

【対応】

- ・ 3 月中の新規利用許可申請の受付を行いません。
既に利用許可が出ているものについては利用いただけます
- ・ 利用団体への活動自粛を依頼します（自粛を強制するものではありません。）

【期間】

3 月 3 日（火）～ 3 月 3 1 日（火）

※新型コロナウイルスの状況等により期間が延長となる場合があります。

その際は再度連絡いたします。

【その他】

- ・ 使用中止に伴う使用料の還付について

期間中、感染防止を理由に使用を中止した場合には、横瀬町町民会館設置及び管理に関する条例第 1 9 条第 2 号により既納分の施設使用料を全額還付いたします。還付を希望する団体は町民会館にご連絡ください。

- ・ 施設の利用にあたっては、手洗い、うがい、アルコール消毒等感染防止に努め、各団体の責任で活動を行ってください。

【問い合わせ】 横瀬町町民会館

電話：0494-22-2267